



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治国家の国是をめぐる問題
Author(s)	永井, 秀夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 16(1), 1-52
Issue Date	1968-02-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33322
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(1)_P1-52.pdf



明治国家の国是をめぐる問題

永
井
秀
夫

明治国家の国是をめぐる問題

永井秀夫

一、問題の所在

二、「国是」の諸内容

三、万国対峙の諸形態

(1) 軍事的対抗

(2) 条約改正の必要

(3) 経済的自立の課題

四、関連と機能

一、問題の所在

明治維新が、封建的な社會構成から近代的なそれへの轉化の一つの時点をなすという事實に疑いはないとしても、それが轉化のいかなる段階を示すかという点について容易に一義的な解答が成立しないこと、そしてこのような困難は幕藩制社會の特殊な構成と、明治維新がその中で進出した特殊な國際環境によるのだということは明らかである。

維新變革の理解にあたって國際的契機または世界史的條件との相互規定性を強調して來た近年の多くの研究成果は、この後者の側面に光をあてようとしたものと考えることができるとは、しかし、維新變革をとりまいてゐる國際的諸條件の規定性は、政治、經濟、法律、文化、等のあらゆる分野に浸透してゐる。従つて、それぞれの分野の個別的な研究はそれぞれ、独自の立場で國際的諸條件を考慮し、それと固有の社會條件との關係を測定しなければならぬことになる。私の狭い研究範圍から言つても、工業化、殖産興業等の問題を取り扱うにあたつても、また立憲体制の成立の問題をとり扱う場合にも、いずれも継受と變容の問題を考慮せざるを得なかつた。その他軍事機構の形成、諸法の継受、文化的対応等あらゆる側面において同様の問題が生ずることは容易に想像しうることである。およそ後進國の近代化の過程においてこの種の問題は避けられない問題であると私は考える。とすれば、このような外的諸條件と內的諸條件の關係をどのようにに整序すべきなのだろうか。一般的な形で國際的諸條件の意義を強調すること、または變革諸分野におけるその影響を論ずることだけではやはり不十分である。十九世紀後半の國際的條件について、全体としての評価がないわけではない。産業革命を経過した世界資本主義、または帝國主義への轉化の前夜にある歐米列

強のアジア進出、これらはまぎれもなく正しい表現であるが、それが維新変革に及ぼした影響については、ときに絶對的な重みをもって、ときにそれに修正的な仕上げを加える程度の軽い意味でとり扱われる。しかし、今日ではこのような一般的规定に止まることはできないのであって、國際的諸条件への対応がどのような分野で強く表現されるのか、そのことが変革の性格をいかなる部分でどのように規定するかといった形での、國際的諸規定性の全体的な構造が問われなければならないと私は考える。このことはまた、維新變革の構造を問うことと表裏をなしている。維新變革の跛行性を一つの結果論としてではなく、一定の歴史的諸原因の結果として歴史的にとらえようということ、諸變革の内部関連を明らかにしようということ、そのためには、國際的规定性の問題が解かれなければならないのである。

このように考える場合、さしあたり二つの方法を思いうかべることができよう。一つは、一見それぞれ独自に考察され、施行されたように見える諸政策と諸状況の内部関連を、政策の立案決定過程に遡って検討するという内面的な考察方法であり、一つは、後進国近代化の形態的な特徴を、他の諸後進国との比較において検討するという巨視的な考察方法である。本稿で試みようとするのは、その前者のための、一つの手がかりを得るための政策決定の主観的要因の検討に他ならない。国是というような主観的な、または多分にイデオロギー的な政策決定要因をここに取り上げようとするのは、諸政策、諸變革の客観的な関連を直接に説明することが相当に困難であるという予想に基いて、とりあえず政策決定者における主観的な構想を考察することから出発しようとする意図による。政策決定者が構想し、顯示する国是——国家目標——がそのまま政策決定要因であると考えているわけではなく、むしろそのような逸脱に陥らないためにも主観的な構想をそれ自体として検討する必要があると考えるのであって、本稿での検討の結果は、

諸政策の実体的な評価との対比において厳しく限定されるべきものである。

以上のように、私の国是への問題関心の中心は、むしろ諸政策、諸変革理解への手がかりを得ることにあって、思想的な意義づけを試みることにあるのではない。しかし、明治国家において国是とされたものについては、すでに明治国家の思想、国家目標、国家理性などの客観的概念によってある程度思想史的政治史的な解明が加えられており、これらの諸業績の成果との関係をも示さないわけに行かない。諸業績とは丸山真男氏や岡義武氏などのそれを意味しており、たとえば、丸山氏は戦後の比較的早い時期に「明治国家の思想」という形で明治国家の方向規定的な思想の全面的なスケッチを試みられた⁽¹⁾。また岡氏は「国民的独立と国家理性」という論文その他⁽²⁾において、民族の独立と膨張を目的とするところの民族革命の側面を強調されている。本稿が、これらの先進の成果と全くふれあわないということは困難である。本稿での目的と限界を明らかにするためにも、これらの成果との関連および予想される相違点に若干ふれておきたい。

丸山氏の「明治国家の思想」は、明治時代を貫く精神的雰囲気としての国家思想を問題とし、とりわけ、政治的集中（尊攘論→国権論）の課題と政治的拡大（公議輿論→民権論）の課題との同時性と相互規定性、および日清戦争前後を画期とするその変質、両者の乖離とその条件の二点に注目されている。氏はこのような精神的雰囲気、民間と政府とを問わず機能していたことを強調されるわけであり、本稿が当面政策決定に影響を及ぼした範囲での権力の側での理念に対象を限定しているという相違はあるとしても、問題はかわりあってくるとせねばならない。

権力者の対外的な理念をそれ自身については、私の見る限りでは岡氏の業績の中にもっとも立ち入った論及が見られるように思う。早い時期のものとしては、昭和二五年「近代日本政治とナショナリズム」という小論において、日本

政治の「上からの」近代化において、民族的独立の確保という明確な目的意識が働いていたこと、そのことが、西欧制度・文物の移植において、また旧制度の破壊において、一定の限界を与えるという作用をし、その帰結が近代的粉飾を身にまとった中世的神権王国の建設であったことを論じられた。この民族的独立の課題が、権力者にとって至上命令と考えられたことは自然であり、現実的な課題であったが、それが日清・日露戦争をへて民族的膨張の志向へと急速に転化することの背後には、(1)民族的独立に関する理解の特殊性、(2)アジア諸国の状況、(3)アジアに対する帝国主義諸国の圧力の干渉、の三つの要因があり、これらが、また権力が対外的課題を独占し鼓吹したことが、日本ナシヨナリズムの性格を決定づけた、というのが岡氏の論旨である。のちの「国民的独立と国家理性」においては、民族革命の側面に対する積極的な評価が加えられるとともに、論旨は具体化され精密になっているが、基本線は変わっていないであろう。精密化されたというのは、例えば征韓論分裂の場合、同じく独立確保の方策といっても一方に軍事的膨張的設計図があり、一方に近代化(軍事力強化に中心をおくが)の設計図があるというように、対外的対応の方向は選択的であったこと、また民族の独立確保といながらも列強の圧力は間接的であって、直接的関係としては条約改正とそれに随伴する経済的文化的接触の問題があったことなどである。

明治の変革が、国際条件の強い作用の下に行われたこと、とりわけ対外的な課題が権力者によって強く意識され、かつ強調されたことの認識において、私の見解はこれらの先学と異なる。また、対外目標が、より防衛的な初期の段階から、のちの膨張の志向へと変化していること、その転換点を日清戦争または日清・日露戦争の時期に求めること、これらの点での大局的な見通しについても異なるところはない。問題となるのは、民族革命といい、民族独立の課題といい、国権論といい、対外的対応の姿勢と目標とをこれらの漠然とした、または逆に余りに限定的な概念で一括

明治國家の國是をめぐる問題

することへの疑問であり、また對外的課題と國內的課題との関連を、どのように解明するかという問題である。簡単に言えば、次のような諸点があげられる。まず、對外的課題は、民族の獨立というような限定的な形で権力者にとらえられていたわけではない。對外的課題は、権力者の認識によれば相当に漠然とした巾のあるものであって、これらが諸政策の決定要因の一部をなしたとしても、その程度は不確定であり、そこにはまた、多くの方向性と可能性とがふくまれていたという点があげられる。このような権力者の認識における對外的課題のあいまいさは、おそらく民族的獨立という課題の客觀的現實性を疑わしめるものである。このことは、次の問題、すなわち、對外的課題がどのような形で内政変革を規定したか、という問題を導きだす。一般的にみて、内政変革の速度や深度は對外的緊張の強さに比例するものではないし、またその場合にも政治的集中と拡大との均衡的な進行は無前提に成立しうとは思われない。全く逆の立場から言えば、内政上の必要が對外的な行動や目標を提起するというケースも考慮しうるのであり、この点をいずれかに断定することはもちろん困難である。とすれば、いわゆる「民族革命」の側面と内政変革の側面との関連をどのようにとらえるべきかが問題であり、この点について、政治思想の上で、丸山氏が提示されたような一定の関連づけも、それが権力者の意識を現實に規定したと断定するには不十分であり、また、そのような関連づけの当否が問題となる。また、言うまでもなく、對外的課題がどの程度に内政政策の方向を規定したかということは、相当の程度において政策の客觀的内容に関連するものであり、支配層の主觀的認識如何によって終局的な判断を下しうるものではない。なぜなら、支配層の國家目標の設定と顯示それ自体が一つの政治的行為であり、支配層自体が自らを國家の単一の利害と合一させて表現しようとする性向がある以上、なんらかの對外的課題を設定し内政目標をこれに従属させるといふ論理を構想することはむしろ一般的だからである。従って支配層の認識や論理の中に立

ち入って検討を行う場合には、さまざまな異った認識や論理の方向を提示することによって、対外目標の内政変革にたいする一義的規定性という枠組を一応取り外すことが必要であり、かつそれ以上に多く出ることにはできない。しかし、この点だけでも、権力者の掲げる対外的課題がそのまま明治国家の現実的課題であつたとする錯覚を排除するには有効であろう。

最後に、本稿の主題と関連せざるを得ない問題として、国家目標のもつ政治的機能の問題がある。創成期の天皇制国家に関して、その固有の社会的基礎が薄弱であることは、研究者が明確な規定をもつと否にかかわらず意識していることである。国是の独占またはその強調が、このような脆弱性を代位するものではないかという想定は容易になり立つ。もちろん、支配の正当性如何については、権力者の認識や論理の範囲内で論じうることではない。しかし、国是を認識しており、かつそれを独占的に担当しているという自覚が、権力者をどの程度に力づけているか、このような自覚が失われたときにどのような動揺がおこりどのような対処が見られるか、これらの点を検討することによって、国是の政治的機能に関してなんらかの示唆を得ることはできる筈である。また、明確な国家目標の設定が急進的な変革を容易にするという理解は比較的うけいれやすいものである。⁽³⁾しかし、同じ国家目標が変革の進行を阻止し中絶するという機能を果すこともありうるわけであつて、これらは国是の政治的機能に関連するものとして再検討を要する問題である。本稿はこれを正面から問題とするわけではないが、ある程度の見通しを得ることはできるのである。

(1) 丸山真男「明治国家の思想」(『歴史学研究会編『日本社会の史的究明』所収)、なお関連する論文として「近代日本思想

史における国家理性の問題(一)」「(『展望』昭和24年1月)、『福沢諭吉選集』第四卷解題。

明治国家の国是をめぐる問題

(2) 岡義武「近代日本政治とナショナルリズム」(『展望』昭和25年10月)、「国民的独立と国家理性」(『近代日本思想史講座』第8巻世界のなかの日本、所収)、「明治国家—その性格とその遺産—」(『国家学会雑誌』八〇巻九・一〇号)

(3) R. F. Hackett, "The Meiji Leaders and Modernization: The Case of Yamagata Aritomo" in *Changing Japanese Attitude toward Modernization* (ed. by M. B. Jansen, 1964) p. 246.

二、「国是」の諸内容

およそ国家目標もしくは政策の基本方針を意味するものとしての国是という言葉は、当面本稿が対象とする明治国家成立期——一八九〇年前後まで——において屢々用いられる。まず、山県有朋は明治二十四年二月一六日の第一議会議案本会議において次のように述べた。

「抑々日本帝国の国是は維新以来確乎として定って、一日も変更のないことである。……維新の始めに当りまして、詔勅を以て開国の主義を明らかに定められたる以来、政府は一意に其開明の進歩を謀り、武備を張り、文物を修め、旧来の陋習を破って、百般の制度を新に致したので御座います。内には国民の智識を進め、其幸福を増進することを努め、外には各国と交際を厚く致しまして、共に対立することを望んで来たもので御座います。此の二十有余年の間、日一日も変更することのないものは即ち国是である。而して上下相挙げて希望を共にするのは即ち国是である。今上陛下の祚を踐ませられたる以来、其詔勅を拝読し奉るに、所謂御親征の詔より致しまして、帝國議會開会の勅語に至りますまで、十を以て数ふるの多きに及びましたが、内には国民保安の道を尽させ給ひ、外には国威を中外に耀かさんことを望ませ給ひたる賢くも大御心は終始貫通して変ることのないことで御座います。斯の如き大御心は即ち我が帝國の一定の国是である。故に我が政府の先進諸氏は、此の聖慮を奉戴して、此の輿論を担ひ、既往二十余年間日夜辛苦經營致しまして、本邦百般の制度を立てましたので御座います。故に稍々内治の如きは其綱領を得るに至ったは即ち今日の成行である。さりながら外に対しては、完全なる国是を保ち、独立の実を全ふする一事に至りましては、不幸にも

未だ其の实效を奏するに至りませぬ。」⁽¹⁾

明治国家の国是は維新いらい一貫しており、かつそれは「国民保安」と「国威宣揚」との内外の二面をもつものであり、そしてこれが維新いらい百般の制度形成の根拠であり、いまや対内目標のみはほぼ到達するに至ったというのが山県を理解である。山県は御親征の詔から議會開設の勅語までの数十の勅語をその証拠としているが、それは詔勅における次のような表現をさしているのであろう。

徳川幕府親征の詔勅（明治元年二月二十八日）には、「朕不肖ト雖モ列聖之余業先帝之遺意ヲ継述シ内ハ列藩万姓ヲ撫安シ外ハ国威ヲ海外ニ耀サン事ヲ欲ス」⁽²⁾とある。同様の表現は維新の宸翰（元年三月一四日）に「朕ココニ百官諸侯ト広ク相誓ヒ列祖ノ御遺業ヲ継述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ八万里ノ波濤ヲ拓開シ国威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ンコトヲ欲ス」⁽³⁾とあり、廢藩置縣の詔書において「朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト対峙セント欲セハ宜ク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムヘシ」⁽⁴⁾とあり、王政復古から廢藩置縣に至る過程において、「内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト対峙」すること、「億兆安撫」「万民保安」と「万国対峙」「国威宣揚」は成立期明治国家の至上課題として表現されていた。さらに憲法発布の時点では「朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ……」⁽⁵⁾とあり、ここでは万民は臣民となり、国是は祖宗の遠猷に基礎づけられるに至っており、全体のニュアンスの差は蔽うべくもないが、山県のいうように、安民と国威宣揚との二本立ては一応貫かれている。山県のような国是の一貫性の主張は、詔勅の形においても次のように主張された。「朕既ニ大権ヲ総攬シ藩邦ノ制ヲ廢シ文武ノ政ヲ革メ又宇内ノ大勢ヲ察シ開國ノ国是ヲ定ム爾來二十有余年百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ以テ臣民ノ康福ヲ増シ国家ノ隆昌ヲ図ラムトスルニ外ナラス」⁽⁶⁾。

明治國家の國是をめぐる問題

詔勅は山県が強調するように勅意の表現というたてまえをとっており、イデオロギー的性格の強いものであることはいうまでもない。従つて支配層の直接の意志表現というよりは、それに一定の道義性と啓蒙性のヴェールをかけたものであつて、このような形で國家の意志が表現され、國民もまたそのようなものとしてうけとつたということ自体が、天皇制の機能の一面をものがたるものとして重要である。しかし、支配層の行動と政策決定を動かした眞実の動機はなにかという本稿の目的からするならば、詔勅の表現は一定の限定を附してとり扱われねばならない。このことを前提とした上で、山県のいわゆる十をもつて数える詔勅の表現を検討してみよう。

國是という言葉が直接用いられているのは「斯國是」を定むとした五箇条誓文であり、これを繼承し誓文の意を「拡充」することによって立憲政体に近づけてゆく方向に、八年と一四年の著名な詔勅があるが、この方向が明治國家の自然かつ一義的な方向だったとは思われない。公議輿論の國是が明治政府の貫通して変らない理念であつたのではなく、それぞれの段階において異なる意義を担つたことは、八年・十四年という諸段階における政治状況と勢力対抗をみれば明らかである。しかし、公議輿論という目標が、一定の理念としてか、または一種の政略としてかそのいずれであるにせよ、朝野の間に無視しえない程度に存在したことは事實であり、この点は改めて検討を必要とするであらう。

國是というよりはるかに具体的な表現として國益という言葉を用いたケースが一つある。

「東洋全局ノ太平ヲ保全スルハ朕カ切望スル所ナリ然ルニ今度朝鮮ノ依頼アルニ由リ隣交ノ好誼ヲ以テ其ノ自守ノ實力ヲ補助シ各
國ヲシテ其獨立國タルヲ認定セシムルノ政略ニ涉リ而シテ直接ニ我カ國益ヲ將來ニ保護セント欲スルノ閣議ハ其ノ當ヲ得タルモノ
ノ如シ」

これは明治一五年の軍備拡張に関する詔である。詔勅を以て対外政略を具体的に論じた点に於ても、国家利益という概念をはじめて使用したという点でも、このような前例はなく、ほぼこの時点を境として、対外目標が具体化し、これに対する姿勢も現実性のあるものとなってきたことを想像させるのである。

以上を除いては、国是・国益などの言葉は詔勅の文面には見当たらない。しかし、さきにふれたように、また山県が主張するように「億兆安撫・国威宣揚」「万国対峙・万民保安」といった目標は、天皇の意志として表現され、国是の内容を大まかに示したものと見て差支えないであろう。

とするならば、これらの国是は山県の主張するように果して一貫して不変だったかどうか、また万国対峙という対外目標と万民安撫という対内目標とはどのように関連するのか、そしてそれらは果して百般制度形成の根柢たりうるものであるかどうか、といった点が問題となる。本稿の主題は主としてこのような点に関連するのであるが、具体的な検討をまづまでもなくまず次のようなことが指摘される。

第一に、これらの目標は余りにも漠然とした流動的な概念であるということ、とりわけ万国に対峙するまたは并馳するという表現は欧米列強との対応関係を示すのであって、特定の具体的目標または政策方向を示すものではない。また、万民安撫とは一体何を意味するか、天皇が万民の君であることの強調であることは明らかであるが、安撫乃至保全のちの慶福等の表現がなにを意味するかは不明である。果して人民の福祉といったほどの意味を持つのであるか。

第二に、右の詔勅の表現にも明らかなように、国是を強調する度合いは廃藩置県にいたる期間において激しく、また山県の演説に見られるように明治二〇年前後から以後において再び国是の強調が見られる。しかし、その間の時期

明治国家の国是をめぐる問題

については、国是が果して一貫して保持されたか、または政策決定の主観的要因として一貫して機能しつづけたかどうか疑わしいとせねばならない。

これらの問題点を明らかにするために、まず国是に関する論議が比較的集中していると思われる廃藩置県以前の時期において、どのようなものが国是の内容と考えられていたか、また万国対峙なり万民安撫なりという言葉が、どのような意味合いで使用されていたか、を検討して見たいと思う。

慶喜大政返上以後、廃藩置県に至る過程は、現実の政治過程の中においてしばしば国是という観念がとりあげられる時期であるが、それは国是の動搖・確定の過程だからだと見ることが出来る。太政官修史局の「明治史要」においても国是という用語はこの時期に多い。すなわち、大政奉還後ただちに国是議定のために行った諸侯召集は実現しなかったが、元年三月一四日の五箇条誓文は、すでにふれたように、開国和親・公議輿論などの方向を示した「国是」であり、ついで二年四・五月の諸侯以下会同によるいわゆる「東京会議」は国是定立のためのものとされ、上局会議の外、在府諸侯・中下大夫その他に国是を諮問し、待詔局を通じて卑賤の建言をも求めた。この会議が版籍奉還の実施を慎重に準備するものであったことは知られているが、国是如何として論ぜられた内容は必ずしもそれに止まらない。この時諮問された条々は、皇道興隆・知藩事任命・蝦夷地開拓・外国交際・会計の五件である。

木戸孝允の「国是一定に関する建言書」は五箇条誓文に照応するものであり、また伊藤博文の「国是綱目」は東京會議に先立つ時期のものである。また、東京會議の中心をなしたのは岩倉であるが、かれの「政体・君徳等に関する意見書」「外交・会計・蝦夷地開拓三件意見書」がこの年一・二月朝議に附されている。これらの意見書および諸侯朝集の御沙汰書案などによって岩倉がいかに國家目標の確定と説得とに心を苦しめていたかがわかるのであるが、こ

れに木戸・伊藤らの国は一定に關する見解を加へるならば、明治國家の國是の成立過程における問題點の若干をうかがうことができるはずである。

御沙汰書案には「宇内万国之形勢大變革ニ立至候而ハ皇國ニオキテモ古今未曾有之大英斷ヲ以斷然御一新……天下列藩ニ大ニ議論ヲ被為盡萬世不拔之御基礎ヲ被為立……」⁽⁸⁾などの文言があらわれており、國是會議にかけられた決意と、その強勢的説得的な論調と、未曾有の大英斷を宇内万国の形勢大變革によつて正当化しようという意圖とは特徴的であつた。さらに岩倉の意見書は、外政・内政両面の目的について相当立ち入つた表現を示す。「臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ自ラ國家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非ラサレハ不可ナリ」⁽⁹⁾という表現は、君主による人格的支配への疑念と制度創設の必要を述べたものであり、「臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖主上天資聰明英智ニ涉ラセラルルモ猶御弱年ニ在ラセラレ御親ヲ中興ヲ謀ラセ給ヒシト云ニ非ス天下ノ公論ヲ聞食サセラレテ其帰着スル所ヲ宸斷ヲ以テ之ヲ定メ給フモノニシテ實ニ公明正大ノ御聖業ナリ」⁽¹⁰⁾という表現は、維新の經過から見て「公議輿論」の尊重は新政權にとつて不可避であり、それによつてはじめて「朝權自ラ重ク億兆之ヲ信シ」という狀況が獲得されることを述べたものである。「制度」と「公論」が国内統治の上に不可欠であり、これらは維新の經過と君主の實態によつて必然であるというのが岩倉の理解であつた。

岩倉はまた、開國和親が宇内万国の形勢大變革（國際社會の形成と東洋への波及）によつて不可避であつたとしながらも、この事態を強制としてではなくどのようによつて主体的にうけとめるか、それを説得するか、について苦慮している。その結論は「條理ニ由テ約束ヲ立テ信義ヲ以テ交際ヲ行ヒ學問ヲ修メ智識ヲ交換シ貨物ヲ貿易シテ有無ヲ相通ス万国皆然リ豈ニ我レ独リ区々トシテ鎖國ノ旧法ヲ守ルコトヲ得ンヤ況ンヤ富強ヲ謀ラント欲ス広ク万国ト交通セサルヲ

明治國家の國是をめぐる問題

得ス是レ今日宇内ノ狀勢ナリ」⁽¹⁾、すなわち宇内萬國の通義と國家富強の長計に従うのだと言う。しかし、萬國の通義に従ふことは順応的消極的な態度に止まるものではない。条理と信義を以て交る以上は、その曲直によつては「公明正大以テ和親スヘキハ之ト和親シ戰鬪スヘキハ之ト戰鬪シ終始皇威ヲ墜サス國權ヲ損セサルヲ以テ大眼目トス」⁽²⁾。またいう。

「海外萬國ハ我ガ皇國ノ公敵ナリ公敵トハ何ソヤ彼ノ海外萬國ハ日々文字ヲ研究シ月々技術ヲ練磨シテ以テ富強ヲ謀リ和蘭ノ如キ小國ト雖列強ノ間ニ屹然獨立シテ他ノ列強ノ下風ニ立タス……故ニ曰ク海外萬國ハ皆我カ皇國ノ公敵ナリ是ヲ以テ今ヨリ皇國ノ海外萬國ト交際スルハ皇威ヲ墜サス國權ヲ損セサルヲ以テ大眼目トスヘシ是故ニ英仏米等諸國ト既ニ締結シタル通信貿易條約ノ如キモ之ヲ改訂シテ皇國ノ獨立ヲ保護セスンハアル可ラス」⁽³⁾。

ここに言う「海外萬國ハ我カ皇國ノ公敵ナリ」という觀念は「萬國對峙」「萬國并馳」とほぼ同義であると考えてよいであろう。ここで注目されるのは、開國への轉換に際して、これを主体的決断としてうけとめるには、「萬國對峙」の目標を導入せざるを得ないという点であり、従つて「萬國對峙」には本來的に能動的膨張の志向を含むということであり、また、いうところの「公敵」ないし「對峙」の觀念が、一面において戰爭狀態を予想しながら、さしあたっては條約改正を具體的内容とするような列國との對等な諸關係、外交上・軍事上・經濟上の自立・國權維持一般を意味する広い概念であつたということである。

岩倉が國是會議に力を集中してゐたのと同じ頃、木戸は征韓の説を主張してゐた。その論理は「征韓と申候而も只初発より干戈を以相征し候訳に而は無御座今日皇國御國是と相定り候処を以宇内之條理を被為推候御儀是に相戻り候ときは直に以干戈御征伐被為遊候而至当至極之事と奉存候」⁽⁴⁾というにあり、このような主張は「可慨嘆は宇内之大勢

に対し候時は皇国之急は昨年よりも今年に相迫り居申候処上下只目前之平定に而已安堵仕前途大興起之目的は更に被相窺不申……此儘に而は四方小幕府之相集り候様之姿と相成……⁽¹⁵⁾という状況への危機感を直接の契機としていた。木戸はすでに五箇条誓文の契機となった「国是一定に関する建言」(元年三月)において「開鎖之国是不問して自ら判然たり⁽¹⁶⁾」と述べたように、また「版籍奉還に関する建言」(元年二月)において「不然は一新之名義不知在何⁽¹⁷⁾」と述べたように、維新の名分と国家目標を対外関係の打開―宇内大勢に対する対応と集中権力の創出に認めていたのであるが、この征韓の主張において注目すべきことは、征韓が国是と宇内之條理それ自身によって正当化されていること、また内政の危機が外征の断行を誘発するという発想を示していること、そしてまた木戸の抱懐する前途の大方向は、このような非常手段をもってしなければ容易に支配層の同意を得られないという状況を推定せしめることなどである。木戸は東京会議がどの程度の成果をもたらすかについてはむしろ否定的な予想に立っていた。開国和親・万民同視・権力の集中などを主張する伊藤の「国是綱目」(二年二月)が兵庫論として孤立した事情についてはいまさらふれるまでもない。

以上のような、国是創出のプロセスを見ることによって、明治国家の国是の内容がある程度明らかになる。その一つは、国是がとりわけ対外的な姿勢に力点を置き、宇内大勢・宇内條理への対応が発想の中心をなしていること、したがって国際状態の認識如何が国是の方向を規定するという性格をはじめから持っていることである。第二は、対外的姿勢は、万国対峙という表現が示すように、万国を公敵とするという広汎な内容を含むものであって、宇内之大勢に対する認識においては、宇内万国の通義に対する過大な評価をふくみながら、同時にその発現そのものが征韓をも弁証しうるものとしてとらえられているという点である。すなわち、万国通義・国際公法の尊重が一般に言

明治国家の国是をめぐる問題

われるような小国の自己保全の論理となると以上に、後進弱少国を「征伐」する論理としてもうけとられているということである。それは欧米列強がアジアに対して示した論理を受容したものと考えることもできる。第三に、国是の強調や説得が、とりわけ内政の諸条件に規定されているということである。維新を実現した力が朝廷それ自身になく、かつ領主や武士団を中心とする旧支配層の中から、集権的中央権力を創出するという状況が、国是の強調とくに宇内大勢の強調をもたらした。言葉をかえれば、私的な諸権力を集中的な公権力に集中するためには対外的国是のテコが必要だったのであり、明治国家は初発から何等かの対外的課題と結びつく傾向をもって生まれ出たということである。第四に、万国対峙と并称される万民安撫の強調は、公議輿論という理念が、とくにこの段階の政治的状況の産物だったということである。公議輿論・万民安撫の強調は、新権力の弱体性の自己認識にもとづいており、とりわけ内戦から廃藩に至る政治状況・政治過程に強く規定されていた。天皇の親裁が強調され、「汝億兆」「汝衆庶」と呼びかける詔勅が御宸翰をはじめとして江戸・奥羽などにたいしてしばしば発せられたのも内戦の進行との関係なくして理解しえないことであるし、とくにそこでは王政復古が「天下人心ノ帰向スル所」であり、「天下ノ事一人ノ私スル所」でない以上、「公卿列藩及ヒ四方之士ト与ニ広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決ス」べきことがくりかえされている。¹⁸このような詔勅表現はその後にみられないことである。公議輿論が、まさに公卿列藩及び四方之士という勢力関係を基盤としていたことは、国是策定をめぐる東京会議が、上局會議から待詔局建言に至るまでの身分階層別諮問を行ったという実績からも判断しうる。そして、このような中間勢力が弱化するに従って、公議輿論の姿勢は失われざるを得ないのである。同じことは万人撫育についても考えることができる。万民安撫というのは、おおむね万機親裁とセットになっており、万民の主でありという点に力点があるのであって、安堵撫育の方策如何が中心なのではなかつ

た。従って、万国対峙と万民保全・万民安撫というような表現が、対等の重みをもって併列されることは廃藩置県までを限度とする。このことは現実面において万民保全の理念が立憲制への動向の中に流れこんでいるとはいえず、諸政策の起動力としては微弱な作用しかもたなかったことと表裏をなす。しかし、理念としての万民安撫の意義の低さは、明治政府が民心や民力にたいして無関心であったことを示すのではない。民心の動向や民力の限界については、政府は相当な敏感さをもったと想像されるのであるが、それは事実上の統治の要請として支配者に反映する。その場合、民意ないし民力への顧慮はむしろ万国対峙のための諸政策をチェックするものとして、ある種の背反関係において登場することが多いのである。

ついで、国是の一貫性についての疑問に関しては、政府が国是を喪失している、あるいは国是が一定されていないという種類の反省ないし批判がしばしば見られるということを指摘しておく。岩倉具視は、財政危機と国会開設問題をめぐって危機的状況下にあった明治一四年正月に「追々国是一定」²⁰すべきことを語ったし、その当時における在野からの攻撃が、政府の国是喪失、それも公議輿論の方向においてのみでなく國權の回復の方向においても国是の忘失を働いていたことは周知である。小野梓が在官中に「明治の政府は、施治の方嚮を定めざるの政府にあらずして、其既定せし所に従はざるの政府と称すべく、而して其之に従ふを為さざるものは、他なし自から利するの念に逼られ、天下の公利を謀るに暇あらざればなり」²¹と述べたのも同じ趣旨である。

明治政府の保持した国是の内容がほぼ右の如きものであるとすれば、それは直ちに百般の制度形成の基礎たりうるものである。万国対峙の要請が強度であったということは、内治の要請を超えた政策がとられ得ることを示すのであり、事実山県が主張するように、明治政府は百般の諸政策の正当性をこの国是によって根拠づけようとしたので

明治国家の国是をめぐる問題

ある。しかし、万国対峙の観念が右に見たように広汎な内容をふくむとすれば、ここからただちに一定の政策方向を帰納することは困難であると言わねばならない。明治政府と対抗した民権派が、やはり国是を根拠とする主張を行つたことはさきにふれた。木戸における征韓論もまた字内の條理によって正当化された。征韓派・封建派の主張においても、例えば神風連の首脳が蹶起に当って「万国対峙・万民安撫」を説いたように、同じ国是が根拠とされる場合がある。ひとしく万国対峙といいながら、その方向は多様であると見なければならぬ。すなわち、現実に進出した明治国家の方向と諸政策を規定するにはあまりに包括的であり情緒的であつたと言ふことができる。とすれば、明治国家の諸政策を規定したのは、これらの国是のいかなる側面であり、いかなる程度であつたかが問われなければならない。以下、まず対外的な諸関係における「万国対峙」の表現形態を検討し、ついで、それらの諸側面の関連および内治の必要との関連について述べたいと思う。

- (1) 『歴代総理大臣施政方針』六頁以下
- (2) 『太政官日誌』慶応四年第四
- (3) 同右 慶応四年第五
- (4) 同右 明治四年第四十五
- (5) 明治二年二月一日、「官報」
- (6) 明治二六年二月一〇日、「官報」
- (7) 明治一五年一二月、「官報」
- (8) 「御沙汰書案」(『岩倉具視関係文書』第二、一五三頁以下)
- (9) 「政体・君徳等に関する意見書」(『岩倉公実記』中巻) 六八五頁以下
- (10) 同右
- (11) 「外交・会計・蝦夷地開拓三件意見書」(『岩倉公実記』中巻) 六九七頁
- (12) 同右 六九八頁
- (13) 同右 六九九頁
- (14) 『木戸孝允文書』第三、二二九頁
- (15) 同右 二四〇頁
- (16) 同右 第八、三四頁
- (17) 同右 二五頁
- (18) 「太政官日誌」慶応四年第四十九

(19) 同右

(20) 「佐々木高行日記」明治十四年一月

(21) 『小野梓全集』下巻二七七頁

三、万国対峙の諸形態

万国に対峙する、または并立・并馳するという觀念が、單に國家の獨立とか膨張とかいうよりも、はるかに流動的で対応的な觀念であることはすでにふれたとおりである。いうところの意味は、そのものとしては激動する國際社會・國際政局の中で確乎とした位置を占めるということに止まる。この觀念は流動的で対応的であるだけに、歐米列強との相互關係の中でさまざまに変化する内容を包摂することができる。つまり、歐米列強が作り出す國際社會が貿易通商社會（＝世界市場）であると認識されるならば産業貿易の振興がその対策となるだろうし、文明社會と認識されるならば文明開化がその対案となり、力の支配する權力政治の社會であると認識されるならば軍事力の増強が必須となり、進んで帝國主義の社會であると感じられるならば、日本もまた帝國主義的實踐によつてこれに対応しようとするだろう。従つて、この中にはいわゆる民族の獨立や條約改正という自衛的恢復的な課題から、膨張主義・帝國主義という攻撃的積極的な課題までを含めることができる。當時、國權といい、「自國の獨立」（福沢）といい、さまざまの觀念が提出されているが、万国対峙または万国并立という言葉ほど明治國家の指導層の感覺をよく表現するものはない。そして、さまざまにとらえられる國際關係・國際狀態は、しばしば「宇内之大勢」として表現された。この表現も、明治國家の指導層の愛用語である。つまり、國是としての万国対峙とは、それ自身流動的かつ対応的な

概念であつて、これになんらかの国際状況観とそれに応じた対応の方向をうらづけることによって、はじめて具体的なものとなるという構成をもつのである。とすれば、かれらがなにをもつて宇内の大勢とし、またなにを以て万国対峙の実質的内容と考えたかを追うことによって、かれらの国際関係認識と具体的な対外目標の所在を求めることができる筈である。

前節によつて知られるとおり、万国対峙の原型においては、国際社会は競争・支配の関係にあるとはいへ、その内容は軍事的角逐に止まらず、広く文明・国富の併進状況を含むものとしてとらえられ、また、国際間に一種の条理と信義が存することも考慮されていた。ここからして、皇威と国権の維持は、条約改正や、文明と富強を追跡することを主たる内容とする。ここでは軍事的競争・戦争状態の想定ははまだ稀薄であつた。

これにたいして冒頭で引用した山県の演説に現れる国是は、その雰囲気からして、より多く軍国主義的であり、権力的である。その間には、さまざまな偏差と変質を予想することができる。万国対峙という概念の流動性が、それを許容するわけである。以下、万国対峙を根拠とするさまざまな主張の中から特徴的なものとして軍事的な対応の方向を示す山県有朋の立場と、制度的対応の方向を示す井上馨の立場とさらに貿易の消長に関連してあらわれる国力の觀念とをとりあげることにする。というのは、この三つの方向が相互に対立をふくみながら終局的に明治国家の方向を規定するもっとも強い流れを形成するように私には思われるからである。

(1) 軍事的対抗

明治国家首脳のなかで、もっとも強く国際関係の権力的性格を強調し、これと併行して国内体制の軍事的構築をも

つとも強く主張したのは山県有朋であつた。早くも明治四年十二月の兵部省「軍備意見書」において、ペートル大帝の例を引用し、「外国ニ遊フコト数年躬親ラ海軍ヲ学ヒ帰国ノ後大ニ戦艦ヲ造リ^{ベテルスブルグ}伯得大堡ヲ築キ數百万ノ陸軍ヲ備ヘ以テ五六強大ノ国ト抗衡シ内国ノ事務ニ至リテハ之ヲ一婦人ニ委シテ問ハス其間一二ノ内訌ヲ生スト雖モ掃蕩撲滅遂ニ今日ノ盛大ニ至ル故ニ政ヲ為ス者ハ宜シク先ツ天下ノ大勢緩急先後ヲ察シテ以テ之カ施設措置ヲ為サル可ケンヤ」と述べ、兵備の第一を主張した。国際状況と内政諸方面の「緩急先後」において、軍備兵力を急先とする認識は、山県には一貫してあつたと考えられる。以下、この点をやや具体的に述べよう。

山県は、明治七年に至るまで、その意見書の内ではロシアによる北辺の脅威を常に強調している。千島・樺太交換条約の成立以前にあって、北辺の不安が常に存在したことは事実であり、このことは彼が征韓・征台等に反対しつづけた理由の一つであつた。この点では非征韓派・非征台派の見解と共通する。山県に特徴的な発想は、むしろ軍事力の強弱を判断の基礎にしている点である。もつとも明瞭なのは、七年七月「征蕃問題に対する封事」であろう。

「往々聴ク所ヲ以テスレハ独立ノ体既ニ立テ匹敵ノ権或ハ欠クル所アリト……国家若シ兵威ニ於テ屈スル所アラハ使臣縦ヒ正富弼カ如ク辯讎生カ如キアルモ彼ヲ致スノ勢ナカラントス」⁽²⁾。すなわち、軍事は「臣カ部事ノ関スル所」なるが故にこれを強調するというに止まらず、「外邦交際ノ事」もまた「兵威」において基礎づけられるという認識がある。しかし、同時にかれは、「方今天下一家四海一國固ヨリ離析ノ患ナシ而シテ内治財政司理文教各其方ヲ得各其施設ノ宜キヲ極メタリト雖トモ民ノ知識未タ悉ク開明ナリト謂フ可ラス民ノ情実未タ悉ク疏通セリト謂フ可ラス民ノ産業未タ悉ク安富ナリト謂フ可ラス民ノ疾苦未タ悉ク驅除セリト謂フ可ラス凡ソ此等ノ事亦歲月漸磨ノ功ニ非レハ能ス可ラサル者ナリ是臣カ部事ニ非スト雖トモ國ノ強弱ヲ論スレハ独リ兵威ノミナラス亦皆爰ニ基セサルハナシ」⁽³⁾とも

明治國家の國是をめぐる問題

述べる。「兵威」もまた開明富貴に規定されることを承認しているのである。

この段階から見て、明治十三年以降の山県の論調には変化をみとめなければならない。山県は明治十三年十一月の「進隣邦兵備略表」においては明確に富國か強兵かという命題を提起した。「方今欧州ニ在テハ兵ノ多寡ヲ論スルコト國ノ貧富ヲ論ズルヨリ急ナリ……兵ニシテ強ケレバ國民ノ志氣始メテ旺ス可ク國民ノ自由始テ語ル可ク國民ノ權利始テ論ズ可ク交際ノ平行始テ保ツ可ク互市ノ利益始テ制ス可ク國民ノ勞力始テ積ム可ク而シテ國民ノ富貴始テ守ル可シ故ニ富國ト強兵トハ古今互ニ本末ヲ相成ス⁽⁴⁾」。アジア東方の危機に際会して強兵は本であり富國は末である。このような変化の基礎には七・八年段階と異なる國際狀勢の認識があった。山県の十三年以降の狀勢認識に特徴的なのは改革顯著な清國にたいする脅威の認識である。明治十三年「進隣邦兵備略表」において、近年の露土戰爭・アフガニスタン戰亂・清露伊犁の紛争などをあげ、「東方論ノ早晚破裂スルハ世ノ定論タリ」としながらも、この上表そのものの趣意がそうであるように、清國の地理・兵備などを詳にすべきことを主張し、「今隣邦ト交戦スルノ素意ニ非スト雖トモ、此ト連衡シ彼ト合縱シ若クハ敵ニ中立ヲ守ル時勢ノ變豫メ期ス可ラサル者アリ……隣邦兵備ノ強キハ一ハ以テ喜フ可ク一ハ以テ懼ル可シ之ヲ以テ亜細亞東方ノ強援トスレハ固ヨリ以テ喜フニ足り之ト罅隙ヲ開クニ至リテハ亦以テ懼レ慎マサル可ラス若シ隣邦ヲシテ疲弊衰頹欧州各國ノ餌トナラシメハ唇齒ノ勢我亦從テ其圧迫ヲ受ケン⁽⁵⁾。」という。この時点においては、未だ清國を仮想敵とするに至っていないが、明治十五年八月の「陸海軍擴張に關する財政上申」においては、より切迫した表現を示す。「欧州各國ハ我ト相離隔シ痛癢ノ感急迫ナラス或ハ長短ノ遠ク相及ハスシテ未タ遽カニ比較ス可カラサル者アリ。……抑モ我ノ以テ其力ヲ角セント欲スル所ノ者ハ痛癢ノ感急迫ナラサルノ國ニ在ラスシテ直接附近ノ処ニアリ況ヤ目今焦眉ノ急アルニ於テヤ……若シ今ニ及ンテ我邦尚武ノ遺風ヲ恢復

シ、陸海軍ヲ拡張シ、我帝國ヲ以テ一大鉄艦ニ擬シカヲ四面ニ展ヘ剛毅勇敢ノ精神ヲ以テ之ヲ運轉セスンハ、則チ我ノ
嘗テ輕侮セル直接附近ノ外患必ス將ニ我弊ニ乘セントス。坐シテ此極ニ至ラハ我帝國復タ誰ト俱ニ其独立ヲ維持シ、
誰ト俱ニ其富強ヲ語ラン⁽⁶⁾。十五年はまさに壬午の変の年であり、山県の切迫した表現は事変後の段階を示すのであ
る。この段階に至って、はじめて清國は山県の脳裏に仮想敵としてクローズアップされる。そして、この認識は清國
という対等の隣邦に対したものであり、壬午の変という現実的契機に基いてただけに、少くとも樺太をめぐっての
ロシアとの対決を免れて以来、「痛癢ノ感急迫ナラ」ざる欧米列強に対する場合の脅威とは異質のものであったし、
軍事当局に限定されず広汎に政府主腦に共通の感覚を呼びおこした点でも、何らかの新しい段階を示したといってい
い。さきの十五年の詔勅が、それまでのものと全く異った印象を示すのは、この時点をさかいとする対外意識・危機
感の変質に照応しているのである。

以上のことから知りうるのは、山県は、はじめロシアとの危機を強調し、のち清國との争いを不可避と見るに至っ
たという事実である。こののちの対清観は日清戦争にいたるまで継続するであらう。しかし、これら兩國との危機認
識は、單純に日本と当該國との兩國間との対立とその激化としてのみ意識されているのではない。清國・朝鮮・日本
のいわゆる東アジア三国をめぐって列強の勢力が包囲し、三国間では朝鮮の動向が焦点となるといった二重三重に複
合したアジア國際狀勢の中で危機は意識されているのである。ふたたび山県に耳をかたむければ、明治二十一年の「軍
事意見書」において、カナダ太平洋鉄道とシベリア鉄道の敷設によつて英露兩國が東洋に爭覇する危機は切迫したと
山県はみる。その場合、日本は一方にくみするか、局外に中立するか、一方、朝鮮は、英露間に波瀾を生ずるときロ
シアの兵略基地たりうると同時に、日清対立の焦点でもある。「抑モ朝鮮ハ独リ英露開闢ノ日利害ヲ其間ニナスノミ

明治國家の國是をめぐる問題

ニ非ス即チ亦日支兩國間紛情ノ種子タルカ如シ、故ニ東洋有事ノ日ニ於テ我レ能ク其局外ニ立ツヲ得ヘキヤ豫メ之ヲ知ル可ラサルナリ、蓋シ我國ノ政略ハ朝鮮ヲシテ全ク支那ノ關係ヲ離レ自主獨立ノ一邦國トナシ以テ歐洲ノ一強國事ニ乗ジテ之ヲ略有スルノ憂ナカラシムルニ在リ、是レ其國ノ位置ハ以テ東洋ノ形勢ヲ制スルニ足リ殊ニ強國ノ之ヲ略有スルハ我國ノ為メニ直接不利ナル所アレハナリ^(ハ)。朝鮮はまことに東アジア情勢の焦点である。かかる認識の当否はここでは問わない。また朝鮮に対する山県のような軍事的評価以外にも種々の評価があり得たことも十分問題となり得るけれどもここでは取り扱わない。ここで問題としたのは、山県がこのような認識のもとに、どのような対外方針を構想していたかということである。かれは、朝鮮を中立させ、日本自らが中立を守り、あるいは一方に荷担しうるだけの軍備をととのえることによって、何を維持し実現しようとしていたのか、このことがさしあたつての問題なのである。

第一に想定されるのは、山県のいわゆる「主權線」の防護・侵略の排除であろう。特殊な地形と歴史をもつ日本にとつて、対外危機感・被侵略の危機感は、ときに尖鋭に、ときに緩慢なあらわれ方をする。島國なるが故に日本を大陸から隔てた海と距離は、かつて日本の安全を保証する城池の役割を果たした。しかし、海上交通の発達と兵力移動の便とは、同じ地理的条件にある日本をかえつて危険ならしめる。「我ノ地形蜿蜒長蛇ノ如シ腹背首尾敵ヲ受ケ易シ、且西京ノ海ヲ距ル甚通^トシ、饒令東京灣ト大阪灣トニ於テ要塞ノ堅堡台ノ固金湯ヲ欺クニ足ル者アルモ馬関津輕若シ敵扼トナレハ忽一方ノ交通ヲ遮断ス、饒令其地ノ人民敵ニ降伏セサルモ交通一タヒ絶テハ我ノ有タラサルニ同シ。…更ニ慮ルヘキ者アリ老岐・對馬・隱岐・佐渡等ノ如キハ我カ防禦ノ第一線ニ係ル者ナリ、此苟モ敵扼トナレハ其利不利ニ論ナク我ノ体面ニ関スル大ナリ、敵又此ニ其糧食ヲ貯ヘヘ其兵器ヲ蓄ヘヘ以テ持久ノ計ヲ為サハ將ニ其患ニ堪ヘ

サラントス」(「進隣邦兵備略表」)⁽⁸⁾。海に囲まれた長い国境線は、一面では侵入を困難にするが、一たび敵国が侵入を開始すれば防禦も又困難である。この認識が、国境を守り、日本の独立を維持する為には進んで大陸に勢力範囲を設けねばならぬという主張につらなる。このような論理と感覚は人の耳に訴える響きをもっているが、果して日本の国境を守備することが、真に困難な条件にあったのか、一応疑って見るべきであろう。

山県は前記の「軍事意見書」(明治二十一年)においては、徵兵令施行時の兵力目標が、六軍管に各一軍団およそ三万ずつ、戦時動員員四〇万にあったと述べ、これが封建士族軍団四〇万にその員数においてほぼ匹敵し、欧州各国の動員力の三分の一にすぎないけれども、「我邦ノ地勢タルヤ四面海ヲ環シ天險恃ムニ足ル、夫ノ境壤ヲ直接スル如キモノニ非ス」という現実に立てば、これを以てよく「折衝禦侮」に足ると記した。⁽⁹⁾また、明治十五年以降の増強も、ようやく各軍管に一師団を置くに止ったけれども、内地交通の発達によってその欠を補いうるとも記している。欧州諸国を仮想敵とした場合にも、本国からの長大な距離と海上輸送の難を考えれば、日本の国内交通さえ確保しうるならば、やはり日本は防禦に有利な条件をもっていることを、山県も一方ではみとめていたわけであり、われわれもこれに同意しうるであろう。明治二十三年には山県もまた「我邦ノ現況ハ屹然自ラ守ルニ足り何レノ邦国モ敢テ我カ疆土ヲ窺視スルノ念ナカルヘキハ何人モ疑ヲ容レサル所」⁽¹⁰⁾と述べた。

第二に、にもかかわらず、山県は直接近隣の地域、とくに朝鮮が他国の手におちることを、日本の国権を危うくするものと考え、そのことを一貫して主張したのである。山県が主権線と利益線とを区別して、主権線Ⅱ国境を守るに止まらず、利益線を防護すべきことを主張したことは周知のことである。我国には未だ利益線を防護するだけの力は備わっておらず、利益線を防護しえない国家は完全な独立国ではないという(「外交政略論」明治二十三年)。利益線

とは、おそらく利益範囲（勢力範囲）の謂と思われるが、山県においては、利益線防護の主張はいかなる根拠によって正当化されるのだろうか。

山県は、国威・国権・国利を併立的に表現した。曰く「苟モ我国権ヲ伸暢シ我国利ヲ保護シ我国威ヲ海外ニ輝カシテ万邦ノ尊重ヲ受ケントセハ兵力ヲ外ニシテ果シテ何ノ恃ム所カアル」⁽¹⁾（前出「軍事意見書」）。国権と国利と国威とが全く同一の概念でないことは、これを併列した山県自身にも承認されていた筈であるが、かれの認識によれば、これらを個別に論ずることは無益であり、達成の条件は一つであって兵力の強大による威圧それ一つしかなく、その条件さえ満たされれば、達成は一挙にして可能であり、その条件が得られなければすべてが失われる。「利益線ヲ防護スルコト能ハサルノ国ハ其ノ主権線ヲ退守セントスルモ亦他国ノ援助ニ倚リ纔ニ侵害ヲ免ルル者ニシテ仍完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ム可ラサルナリ」⁽¹²⁾（「外交政略論」）。しかし、すでにみたように、議会開設当時において、軍事的自立はすでに自明であつた。しかも、国威なくして国権も全からずという論理は果して成り立つだろうか。一方、山県のいう万邦に尊重せられる国威を発揮するためには、領土を保持しうる兵力に止まることはできないが、同時に列強と対等の軍備を必要とするというわけでもない。この段階で山県の構想した線はおそらく次の点にあつたであらう。

一つは、前記の「外交政略論」から知りうるように、勢力範囲（この段階では朝鮮）への他国（この段階では清国）の影響を排除しうるだけの兵力、一つは、前記の「軍事意見書」に示されるように、アジアにおける列強相剋の間にあって「我進退ニ依テ列国兵力ノ権衡ヲ動カスニ足ル」⁽¹³⁾ほどの兵力、この二点である。山県の言う万邦に尊重せらるる国家とはかかる実力をふくむものであり、山県の国威とはかかるものであつた。

山県の状勢観と戰略論について、やや紙数を割きすぎた感があるが、それは次のような諸点を明らかにしたからである。山県が國際社会を弱肉強食の世界と見たことはいうまでもない。しかし、このような國際觀から直線的に強兵第一主義が生れるものではない。その間にいくつかの環が、即ちアジアにおける帝國主義狀況の認識、日本の特殊な位置において防衛と膨張を結びつける論理、富国と強兵が相互依存的存在でありながらなおかつ強兵を重しとする論理、これらを媒介してはじめて強兵第一主義が主張されるわけである。これらのいくつかの媒介環がはたして論理必然的であつたか、それとも相当の程度において選択的だつたか、を考へて見たいのである。日本が現實に迎つた軍事化の方向を、單純に帝國主義的狀況一般への直接かつ必然的対応として説明しようとする傾向にたいしても、これらの點の解明は一定の意味をもつであらう。

第一に、アジアにおける帝國主義的狀況は、日本の安全が直接に歐米列強によつて脅かされているといった種類のものとしてとらえられているのではない。列強の進出包囲の下における東アジア三国の相互關係の中で、とりわけ清國が次第に強化され近代化されつつあるという事情の下で、危機感と焦燥感が醸成されているのである。國家の安全にたいする直接の危機感はうすかつたと見なければならぬ。

ここでつけ加えるならば、清國が日本にとつて危険であるという認識の中には、清國の日本にたいする敵意が前提されている。そして、そのような敵意が、むしろ日本の行動によつて醸成されたものであることも山県の自覺するところであつた。「我國彼ト締約セシ以來台灣ノ出兵琉球ノ処分ヨリ以テ朝鮮事變ノ辦理ニ至ルマデ皆我不得止ノ当然ニ出ルト雖トモ実ニ彼ノ勢ヲ凌イテ其威ヲ殺クニ類スルモノアリ彼レ我國ニ對シ不平ヲ積ムコト蓋シ一日ニアラス」^(註)（明治十六年六月「對清意見書」）。

明治国家の国是をめぐる問題

第二に、山県においては、防衛と膨脹とを結合する論理は、帝国主義状況の下においては、勢力範囲を有さない国にこれに角逐しえないということであり、また国権をも国利をも包み込む包括的な観念としての国威という概念であった。従ってそれは、維新以来の国威宣揚という観念を前提として、かつ帝国主義化による対応という方向において成立するのである。岡氏が、「近代日本政治とナショナリズム」において、民族自立の目標が国威宣揚という観念に包括されていたことが防衛から膨脹への転換を容易ならしめた指摘されたことは、このような側面を意味すると考えられる。

第三に、しかしながら、戦略論としては列強にたいする直接的な闘争は意図されていない。むしろ、列強のアジア政略の対立の間に一つの存在価値を見出すことと、清国の勢力を排除することを主眼としている。山県の主観において、欧米にたいするアジア、あるいは欧米にたいする日本という対立感が稀薄なのはそのためであるが、このような具体的目標の設定、現実性ある仮想敵の設定が、征韓論当時と異って彼の強兵第一主義を支えているのである。

山県は冷徹な権力政治家であり、その認識と論理は一貫している。しかし、山県の論理には、右に述べたようないくつかの前提が存在し、従って、異った立場からは、別個の展望が可能であることは否定できない。

一つの例をあげよう。反対派の将官三浦梧楼は明治二年の「兵備論」において、「未来頼ムヘカラサルノ経済ニ託シテ、或ハ旭旗ヲ五大州ニ翻ストカ、或ハ轆轤巨艦宇内ニ雄飛ストカ、漫ニ大言壮語ヲ放チ、以テ我国百年ノ長計ヲ誤ラレテハ実ニ迷惑千万ノ極ト云フヘシ……一ツノ考案ヲ立ント欲セハ、必ス先ツ其権衡ヲ一国経済ニ平行セシムルヲ要ス」と批判し、「所在皆兵ノ意ヲ以テ護郷軍ヲ編成」することを提案し、「瞬時秒時ヲ争ヒ敵国ノ未整ヲ撃ツヲ以テ目的」とするのでなく「先ツ自國ノ防禦ヲ以テ主ト為ス」が故に、海軍拡張に対しては、「海軍ナルモノハ

自国防禦ノ一方ノミヨリ之ヲ見レハ、彼レハ陸軍ニ比シ幾ント贅沢物ニ等シク軍備上経費ヲ要スルノ最モ大ナルモノナリ、然ルヲ今無碍ニ其拡張増加ヲ計ラントス、是未タ我國力ノ能ク堪フルトコロヲ知ラサルノ妄見ナリ、外之レヲ要スルノ殖民地ナク、内已ニ涸瘦セシ民力ヲ以テ之レカ経済ヲ処セントス、実ニ至難中ノ至難ト云ハサルヲ得ス¹⁶⁾と述べた。ここには、明らかに山県と異った防衛的な戦略論が述べられている。三浦が清仏戦争当時フランス当局と対清戦略について意見を交換しているという事実が示すように、かれがアジアの帝国主義的な状況に無関心だったとは言えないのである。しかしここには、国威宣揚観念の疎豪性にたいする批判が見られる。この点は、現実に植民地を持たず、またその必要を生み出すにはほど遠い一国経済の状況、国力民力の認識にその基盤をもっている。国民経済との権衡という観点は、山県の強兵論が捨象したところであった。

右の引例によって、国家的安全の観点を共通にしながらも、防禦論と膨脹論とはその程度の差はありうるとしてもなおかつ選択的であったこと、国富と強兵との均衡をどの点に求めるか、またはいずれかを至上課題とするかといった点においてもまた選択的であったことを想定しうるであろう。国際情勢ないし軍事関係の実際的分析を伴わない本稿では、これ以上に進むことは困難であるが、一つの参考資料として福沢の外政観にふれておこう。

福沢は明治一五年一二月の「東洋の政略果して如何せん」において、自衛の方向と膨脹の方向との分岐を正面から、やや誇張した筆致で描き出した。清国との開戦を予想し軍備充実とそのための増税の焦眉の急であることを主張する福沢は、さながら山県の対外政略を増幅し先取りした観があるが、ここで注目しておきたいのは次の二点である。一つは、兵備中心主義が、「我輩愚かにも数年前を回顧すれば、我政府にて専ら内治に注意し、巨額の資本を費して鉱山に従事し築港を企る等、其他勸業の旨として種々の商売工業を保護し、又は再三法律を改正する等、國庫の金

明治國家の國是をめぐる問題

を費し当局者の精神を勞したるは實に容易ならざるを見て、當時は之を咎めずして却て竊に贊成したるものを、今より考れば慚愧に堪へず。若しも數年前に此資本と此精神とを費して、之を兵備の一方に用ひたらば、今日の急も斯くまでには無かる可きものと、唯既往の無見識を独り自ら懺悔するのみ⁽¹⁶⁾」というように、既往の内治改良・殖産勸業中心の方向からの明瞭な轉換として捉えられているという点であり、一つは、二つの方向の選択にあたつて退守自衛の方向をとりえない理由を、国内的には、「日本人の氣象」と「素志」（文明化によるアジアの主導権の確保）という心理的・歴史的なものに求めたということである。これらの点は右に述べた必然と選択との関連に多少の裏づけを与えるものと考えられる。

右の検討は、主として明治一五年以降の政略方向の轉換の時期に限られたが、それ以前においては、軍事的緊迫が存在することは少かつたし、ましてそれが内政の方向を規定する度合いは少かつたと考えられる。國家の自立と安全にとつての危機は、日本においては比較的ゆるやかであり、かつ軍事的というよりは經濟的な性格のものであったという比較史的な評價はほゞ妥当していると言つてよいであらう。

(2) 條約改正の必要

條約改正が、國權回復の主たる内容であり、万国對峙に不可欠の要素であることは言うまでもない。岩倉使節団派遣の「事由書」にいう。

分裂セシ國體ヲ一ニシ渙散セシ國權ヲ復シ制度法律駁雜ナル弊ヲ改メ専ラ專斷拘束ノ余習ヲ除キ寬縱簡易ノ政治ニ歸セシメ勉テ民權ヲ復スルコトニ從事シ漸ク政令一途法律同轍ニ至リ正ニ列國ト並肩スルノ基礎ヲ立ントス、宜ク従前ノ條約ヲ改正シ獨立不羈ノ

体裁ヲ定ムヘシ、従前ノ条約ヲ改正セント欲セハ列国公法ニ拠ラサルヘカラス、列国公法ニ拠ル我国律民律貿易律刑法律税法等公法ト相反スルモノ之ヲ變革改正セサルヘカラス、之ヲ變革改正スルニ其方法処置ヲ考案セサル可ラス、之ヲ考案スルニ之ヲ實際ニ施行スル或ハ一年ヲ期シ乃至二三年ヲ期スヘキモノ有リテ一朝一夕ニ其事ヲ了スヘキニ非スト考ヘサルヲ得ス⁽⁷⁾。

国内の統一、民権の回復と併行して、条約改正はいまや至上課題である。この段階での欧米への傾倒と同化の希望を示すために、使節団中で伊藤が起案したといわれる「天皇陛下ノ期望預図ノ眼目」を引用しておこう。曰く、「天皇陛下ハ我東洋諸州ニ行ハル所ノ政治風俗ヲ以テ我国ノ善美ヲ尽スニ足レリトセス何ソヤ欧米各国ノ政治制度風俗教育營生守産概ネ我東洋ニ超絶スルヲ以テナリ於此開明ノ風ヲ我国ニ移シ我国民ヲシテ速ニ同等ノ化域ニ進歩セシメソコトヲ志シ夙夜励精勉スルヲ事務トセリ⁽¹⁸⁾」。一朝一夕に非ずとしながらも、兩三年を以て變革改正を遂行しようとするのは、いかにも早急であつた。これについては岩倉の反駁修正があるけれども、少くとも大使派遣當時にあつては、条約改正期限という条件もあつて、条約改正の問題がまさに焦眉の急であり、法制整備が全くそれに従属する課題であつたことは指摘されよう。少くとも、法律・理財・交際の三科はまさに改正のための急務とされたのである。このような国際間における道理の支配にたいするある程度の過信と、それに伴う条約改正交渉への樂觀的な見通しは、現実によって裏切られたけれども、しかし、欧米への同化の熱望と、それによって欧米と同等の地位を得ることができるといふ見通しは決して失われはしなかつた。このような志向を、条約改正交渉の主役であつた井上馨を通して見ることにする。

条約改正の事業は、使節団の交渉失敗ののち、その比重を低下したとはいへ、中断されたのではなく、寺島外務卿時代にも税権の回復に力点をおいた交渉が行われているが、ふたたび法権の問題を提出したのは井上外務卿時代の交

渉であり、井上馨は明治十二年から八年間にわたってこの政策部面を担当したわけだから、条約改正の側面における認識の内容を井上をして代表せしめることは不可能ではあるまい。

井上は、明治十五年四月の条約改正予議會において内地開放を提言し、維新以来の國是との関連についてつぎのよう述べた。

「(内地開放は)殆んど各員意思ノ外ニ出タルヘシト雖モ我國維新以來國是ノ存スル所遂ニ此ニ至ルハ是レ只自然ノ情勢ナリ而シテ我政府ノ常ニ大ニ目的トスル所ハ宇内普通ノ公法及ビ道德ノ主義ヲ採用シ終ニ以テ現時ノ列國ト駢立スルニ至ランコトヲ期スルニ在ルハ我政府当初ヨリノ政術ヲ注視シタル人々ノ能ク察知セラルル所ナルヘシ」⁽¹⁹⁾

すなわち、やがて列國に駢立すること (hold its place among modern states)、そのために万国公法と道德を同化するをもつて、維新以来の至高の目的 (paramount and exalted object) とし、かくて、内地開放Ⅱ完全開國に到達することは自然の結果であるとするのである。ここには、万国対峙の異った側面である欧米との同化の要請が端的に主張されている。岩倉使節団いろいろの対外國是の一側面がここに継承されているわけである。さらに、井上が明治十七年七月に提出した「条約改正ニ関スル建議案」は、条約改正本會議に先立って、政府部内の反対者を予想しつつ、外交政略の確立を要求したものであるが、その議目第一に「政府ハ維新以來御誓文ノ御旨意ヲ奉体シ開進ノ主義ヲ取り外交政略ヲ確定スル事」とあるとおり、五ヶ条誓文から八年、十四年の立憲政体に関する詔勅にいたるまでを全文引用し、また万般の内政計画がすべて泰西主義をとってきた実績が「亜細亞州中ニ泰西文明國同胞ノ一國ヲ造出セン」とする感覚を生んだとして、「愈詔令ノ本旨ヲ体認シ其方向ヲ誤ラス旧來ノ陋習ヲ破リ益文物制度ヲ改良シ我邦ノ位置ヲシテ彼ノ泰西各國ト大差ナカラシメ始メテ全然独立ノ國權ヲ挽回スルヲ期スヘキナリ」⁽²⁰⁾と述べてい

る。これによつて、制度と道徳の輸入によつて文明国の「同胞」たることを目標とするという井上の主張が一貫していることを知りうるのであるが、明治十五、十七年の段階では、すでにこのような観点は無条件の賛成をうるに至らなかつた。井上はついに明治二十年、政府内外の反対によつて条約改正交渉を断念せざるを得なくなるのであるが、この時点に至つてその論理を極限にまでおしつめるに至る。明治二〇年七月の意見書には冒頭に宇内の形勢を述べているが、その内容は、とくに三、四年来欧州各国がアジア、アフリカを逐鹿の場として馳驅・吞噬を競うことは「殆ど現今欧州各国一定ノ国是」となり、ドイツの南太平洋における、フランスの安南における、イギリスのビルマ、巨文島における、ロシアのシベリア経路における、いずれも浸々として我に迫っているという。情勢判断の内容の差はあつても、その危機感の表明は前述の山県のそれに類似する。しかし、これに対応する政策としては、「之ニ処スルノ道惟ダ我帝國及人民ヲ化シテ恰モ欧州人民ノ如クナラシムルニ在ルノミ即チ之ヲ切言スレバ欧州の一帝國ヲ東洋ノ表ニ造出スル在ルノミ」⁽²¹⁾。そのためには、内地を開放し、我人民をして「泰西有為ノ人民ト往来触撃」せしめて「泰西活発ノ知識」を吸収させるほかはない。外国資本による土地所有、産業経営も日本に不利ではない。かくて、くりかえし「我帝國ヲ化シテ欧州的帝國トセヨ、我國人ヲ化シテ欧州の人民トセヨ、欧州の新帝國ヲ東洋ノ表ニ造出セヨ、只能ク如此ニシテ我帝國ハ始メテ条約上泰西各国同等ノ地位ニ躋ル事ヲ得ベシ、我帝國ハ只ダ之ヲ以テ独立シ之ヲ以テ富強ヲ致スコトヲ得ベシ、而シテ此ノ大目的ヲ達スルガ為ニハ実ニ現行条約ノ改正ヲ以テ第一著歩トス」と主張するにいたる。

この意見書は、井上清氏によつて、追いつめられた専制支配者の混乱と卑劣の典型と評されたものであるが、たしかに論脈は一貫せずかつ論議は無責任である。条約改正と欧化のいずれが手段であり目的であるのか不明であり、理

明治国家の国是をめぐる問題

解に苦しむ点がないわけではないが、欧米への同化の希望をもっとも露骨に示したものとしては注目されよう。そしてこの意見書はまた、列強アジア支配の危機感の表明において山県と軌を一にし、これと、欧米同化という対抗策が結合されていること、内地開放がそれへの手段として弁護されていることにおいて特徴的である。

欧州の人民・欧州の帝国とはまことに端的な表現であった。文明国同胞の一員という表現は、制度や実力において欧米に匹敵するという以上に、欧米諸国の親属となるという情感的熱望を示しており、この時期に井上馨や伊藤博文がキリスト教の洗礼を受けたと伝えられるような点を考え合せば、いわゆる欧化主義は単なる外交交渉の補助手段に止まるものではなく、文字通りかれらの信念を示すものとすることができる。これら条約改正の側面で著しく露呈する欧化の志向は、山県によって表明された軍事的対応の方向とは全く対蹠的な表現をもつようにみえる。果してそうだろうか。

表面的な事実から検討すると、条約改正交渉については周知の通り、政府部内にも、また在野にはもちろん、反対の声が強かった。山県にも条約改正に反対する意見が残されている。⁽²³⁾しかし、政府首脳は在野の政論の沸騰によって政治的危機が醸成されるまでは全体として井上の交渉方針を支持したのであり、山県の反対意見も決して原理的なものではなかった。すなわち、交渉技術の観点から、日本の譲与と相手国の譲与の程度を比較しての反対意見である。一般にとりあげられた論点である混合裁判の司法権にたいする関係や「泰西主義」諸法という制約の立法権にたいする関係にはふれられていない。このことは、山県と井上が欧米同化の方向においてどれほど異質であったかを疑わせるのである。

すでにふれたように、一八八〇年代の帝國主義時代の開幕のアジアにおける諸現象を、山県と同様井上もまた強調

していた。井上が国際政治の権力的な側面を見落している筈はない。むしろこの点では、井上の立場は山県と同じであると考えられる。しかし、井上は、欧米文明諸国間の関係と、文明国と未開国との関係は異なるものと考え、前者においてはなお外交手段の有効性は失われておらず、日本が文明国同胞の一員となることによって国際政治の上においても無形の力を生ずることを予想していたのである。山県は清國の軍事的強化を極度に憂慮したが、井上には清國と欧米諸国との外交貿易関係の前進についての強い危惧がある。²⁴アジアにおいて文明の先進国であるということが、維新以来のアジア政略において欧米諸国の好意的立場を期待可能にし、とりわけ清國にたいしてこの有利な条件を活用してきたことは、維新以来の経歴によって実証できるであろう。井上の欧化主義は外交政略上決して根柢のないことではなかったのである。

一方、山県もまた、すでにふれたように欧米諸国にたいする直接的対抗を意図し意識するものではなかった。そして、欧米帝国主義の方法に倣い、かつこれと軍事的な同盟関係を予想する点において、「欧州の帝国」の実現という井上の表現となんら矛盾するものではない。軍事的対応の山県的な方向と、制度的欧化による対応の方向とは明らかに異った方向であるけれども、むしろ政略的には相補的な関係に立つものだということができよう。

条約改正が、万国対峙の重要な一要素をなすことは疑いを容れない。とすれば、この方向は、どのような政策内容を規定するか、またどれほど選択的であったかというのが次の問題である。条約改正の必要が、内政諸改革とくに制度的欧化を強めたであろうことは容易に想像しうる。とくに、岩倉使節団派遣の時期にその徴候は著しい。しかし、そのご条約改正の事業は果して政府の一貫した主要課題とされてきたか、条約改正のための制度変革が一義的に方向づけられてきたか、井上のいうような「同化」と「開放」が条約改正のための必然的な手段であったかどうか、これ

らの疑問を解く必要が生じてくるわけである。

政府部内にあつて、井上条約改正交渉にたいして最も原則的な批判を提起した井上毅は次のように国権回復の二つの途を論じた。

「東洋ノ極端ナル日本ニ対シ治外法権ノ旧約ヲ撤去シ其人民ヲシテ日本ノ法律ニ服従セシメントスルハ即チ日本ヲ紹介シテ公法ノ区域ナル歐羅巴親屬ノ内ニ位列ヲ予フル者ニシテ、西洋各国ニ在テハ非常ナル善意又非常ナル果斷ト謂ハサルコトヲ得ズ……情誼上ニ於テ歐羅巴親屬ノ中ニ位列スルハ旧条約ニ比較スレハ大ナル榮譽ナルカ如シ、而シテ權利上、其下等国ニ位置シ少クトモ類似ノ半主国ニ位置スルハムシロ旧条約ノ恥ル所ニ非ザル歟、土耳其支那ト位列スルト波兒西亞及埃及ト位列スルハ何レカ扱フヘキ榮譽トスルコトヲ得ル乎」⁽²⁵⁾。

井上毅の批判は、外人法官の任命による混合裁判への危惧と、「泰西主義」立法という立法権への規制への憤激を基礎としているが、ここで注目されるのは、かれが国家の情誼上の位置と權利上の位置を区別し、ベルシア・エジプトの途とトルコ・支那の途とを対比していることである。かれによれば、井上馨の条約改正交渉は情誼的同化の途であり、ベルシア・エジプトのコースにつらなる。これに比較すれば、東洋異種族を遇するの法たる治外法権の制も權利上これにまさるといふのである。

井上毅の批判や在野からの批判によつてそのご交渉がたどつた現実の経過を考慮するならば、井上馨が試みたような、同化による条約改正の方向が、必ずしも直ちに国権回復を意味しないこと、そこには文明国同胞として受容されたいという情誼的な要素が含まれていること、従つて井上的な方向は、単なる交渉技術や譲歩の程度に関する問題としてでなく、国権回復におけるコースの選択の問題として考えうると見てよいであらう。従つてまた、維新らしい百

般の改革、とくに立憲制への傾斜を、井上のようにもっぱら文明化→国権回復の要請に出るものとして捉えることも一面的なのである。

条約改正交渉の経過から見れば、さきにふれたように、そこに一貫した同化の希望はあったにせよ、条約改正の必要が感じられる契機はさまざまであった。ということは、法権・税権をふくめたトータルな国権の回復が切実な必要として迫られるといった事態は生じていなかったということである。このような必要は、実質的にはじめから存在するものではなく、国内市場の体制整備と国内行政統治組織の整備とによって、次第に醸成されてきたものである。そして、その場合にも、いかなる時点でいかなる方向で交渉を進めるかについては相当な選択可能性があったと見ていい。現実には、井上交渉は挫折してその時期と方向は変更されたし、また井上が試みたような法典編纂を外務省が統轄するといった事態も一時的なものに止まったのである。従って、条約改正が直接に内政諸変革を規制するその程度、とくには法制的部面にたいする影響を、過大に評価することはできないのである。

(3) 経済的自立の課題

最後に、万国対峙の要請の、さらに異った表現として、貿易・経済の側面におけるあらわれを挙げる事ができよう。世界市場にたいして一たび国を開いた以上、何らかの経済関係・貿易関係が生ずるのは当然であるが、対象とする時期における主要な問題は貿易収支と国内市場体制にかかっていた。軍事部門をふくむ上からの近代化は輸入を増大するし、競争力の弱い国内生産部門は輸入商品に圧倒されざるを得ない。このような場合、国民経済の全面的展開・近代化は不可能であるから、伝統的産業の一部を温存し発展せしめるとともに、重要部門における近代化を促進

明治國家の國是をめぐる問題

して一定のバランスをとる以外に方法がない。自立的發展の可能性のあるバランスが成立するかどうかは、かかつて国内の産業發展段階にあるわけであるが、この再編成を促進しようとするのがいわゆる殖産興業政策である。この側面における、もっぱら輸入防遏・輸出振興を起点とする諸政策の性格についてはかつてふれたことがある。⁽²⁶⁾ また世界市場に対応する国内市場体制・貿易体制の問題についてはすでに丹羽・海野氏らの業績がある。⁽²⁷⁾ 従つて、ここでは、殖産興業の観点もまた、万国対峙の一環を構成する主要な政治課題として意識されていたことを指摘するに止めよう。

大久保利通は、明治九年四月の「國本培養に關する建議書」において、「實力は國の精神にして政の基礎なり」と述べ、また「政令修明立憲体有りと雖も……法律森嚴審判必ず当ると雖も……軍備充實精練比ひ無しと雖も……教育開進民徳日に新なりと雖も未た之を恃んで以て實力の重となすに足らず、抑も實力輕重の所係一目洞觀すべきもの全國の計算統計是なり而して此統計中盛衰輕重の分量權衡を用ひして詳明較著なるものは中外輸出入の統計是なり」⁽²⁸⁾ という。すなわち殖産培養の必要は、ただ、一箇の經濟政策であるに止まらず、体制・法令・軍制・教育等万般の改革の基礎として位置づけられ、諸改革の燥急な推進にたいする一つの批判として主張されたのである。

このような視点は、國際的對抗關係を主として經濟力の争いと見る立場につらなる。岩倉は、明治十三年八月「財政に關する意見書」において、「宇内ノ形勢ヲ察スルニ万国共ニ雄ヲ競ヒ強ヲ争フ弱ノ肉ハ強ノ食タルヲ免カレス而テ其強弱ノ由テ生スルヤ未タ必スシモ戰鬭ノ勝敗ニ在ラスシテ貿易ノ盛衰ニ在リ貿易盛ンナレハ其國必ス富強ナリ貿易衰フレハ其國必ス貧弱ナリ故ニ寰宇ヲ目シテ貿易ノ一大戰場ト謂フモ亦可ナリ」⁽²⁹⁾と記している。

殖産興業の観点には、はじめにふれたような強制的に世界市場に包括されたことから結果する不可避的な、受動的

な対応の課題と、一九世紀における産業革命経過以後の欧米資本主義が鉄と石炭ないし鉄道に基礎づけられており、これが富強の根源であるという認識に伴うドラスティックな機械体系の移植という二つの側面がある。万国対峙の意識において強調されるのは後者の側面が強いのであるが、実質的には両者はからみ合っており、切実な政策的課題として提起される問題の中心には前者の問題が横たわっている。経済的諸関係は日常的であり不可避的であるが故に、この種の課題は、軍事的・外交的諸関係に比して主観的認識と客観的条件との落差が少く、かつ所与の外的・内的経済条件に強く規制されるために選択性の巾が少い。内外の経済的条件の変動に状況的に対応する側面もまた強いのである。

- | | | | | | |
|------|-----------|--------|------|--------------------|----------|
| (1) | 『山県有朋意見書』 | 四五頁 | (13) | 同右 | 一八四頁 |
| (2) | 同右 | 六二頁 | (14) | 同右 | 一三七頁 |
| (3) | 同右 | 六二頁 | (15) | 『親樹將軍回顧録』 | 二一五頁以下 |
| (4) | 同右 | 九一、九三頁 | (16) | 『福沢諭吉全集』八卷 | 四三二頁 |
| (5) | 同右 | 九五、九七頁 | (17) | 『岩倉公実記』中卷 | 九二九頁 |
| (6) | 同右 | 一一九頁 | (18) | 『滄浪閣殘筆』 | 二九頁 |
| (7) | 同右 | 一七九頁 | (19) | 『日本外交文書』一五卷二二頁以下 | |
| (8) | 同右 | 九八頁 | (20) | 同右 | 一七卷九二頁以下 |
| (9) | 同右 | 一八二頁 | (21) | 『世外井上侯伝』三卷九〇七頁以下 | |
| (10) | 同右 | 一九七頁 | (22) | 井上清『条約改正』 | |
| (11) | 同右 | 一八五頁 | (23) | 『山県有朋意見書』一一三頁以下 | |
| (12) | 同右 | 一九六頁 | (24) | 『日韓外交資料集成』3・一〇三頁以下 | |

明治国家の国是をめぐる問題

(25) 『井上毅伝』史料篇第一、五三五、六頁

(26) 永井秀夫「殖産興業政策論」(『北海道大学文学部紀要』

10)

(27) 丹羽邦男『明治維新と土地変革』、海野福寿『明治の貿易』

(28) 『大久保利通文書』七巻七五頁

(29) 『岩倉公実記』下巻六三三頁

四、関連と機能

以上の観察によって、開明同化・富国・強兵の各面において、諸政策がいずれも万国対峙の観念によって正当化されていること、そこで意図されていることは国家の安全、国権の回復、経済的自立などの概念に照らして見れば多かれ少かれその範囲を越えていること、主としてこの点において右の諸政策は選択的でありえたこと、などを知ることができる。選択性に関説したのは、主として当局者が主観的には不可避的であると考える施策が、必ずしも客観的にはそうでないということを、対立する諸構想を併列することによって明らかにしたからである。

明治国家によって初発から抱かれた万国対峙の観念は、従って国民的独立というような受動的限定的な概念とは異質のものであり、岡氏が「対決」(Confrontation)の姿勢という表現を選ばれた理由もおそらくそこにあった。¹⁾しかし、右の叙述で示唆したとおり、欧米に対する姿勢は対決というに止まらない。むしろ同化の方向による対立と言わべきものであろう。外交の分野で、また財政の分野で、欧米との情誼的同化は一定の力として働くのであり、軍事的対抗関係の中においてさえ、日本対欧米という姿勢ではなく、アジアにおける帝国主義的活動のメンバーとなることにその主眼があった。それが、宇内の大勢・宇内の条理を基礎においた万国対峙の論理的帰結である。宇内の大勢と

は、つねに欧米社会の動向であり、宇内の条理とは欧米社会に通用する文明の論理であった。

ついで、開明・富国・強兵という場合に、これらすべてが相互関連的であることはいうまでもない。この関連性について、認識を明治政府首脳が有していたことは、これまでのさまざまな引例からして明らかである。欧米列強との対比において、これらすべての側面での変革が必要とされた。しかし、それらの中でなにが重心となるかについての認識は見当らない。経過的に言えば、廃藩置県直後からの文明一般ともいべき諸制度の導入（軍事制度をも含む）と、八・九年以降からの国本培養・経済的自立の要請と、一五年以降の軍事的強化の衝動とが継起的に現れる。そして、その都度宇内形勢とこれに対処すべき必要としてこれらの施策が主張されるわけである。このような転化に応じた国際情勢および国内事情の変化はたしかに背景にあるわけであるが、これにたいして政策当事者の対応はきわめて状況的であると言わねばならない。一定の基礎から上部構造にいたるまでの変革の青写真を、明治政府は持たなかった、あるいは試行錯誤的であったと考えられる。

欧米のモデルのうち、明治国家の支配者たちはしばしばペートル大帝とフリードリヒ大王を想起している。軍備の強化について、教育の強制について、また勤儉の奨励について。また一般的には啓蒙専制の姿勢について。しかしながら、かれらがペートルなりフリードリヒなりの政策理念または政策体系を模したとは思えない。例えば、フリードリヒの諸政策の中で軍事改革の占める位置は決定的である。かれは、軍事制度を中核として社会階級の編成・経済・財政・税制等を一定の規制の下に組み立てた。そのような諸政策の基軸に当るものは明治国家にない。おそらくそれは、一八世紀と一九世紀との差であり、対外的緊張の程度の差であり、固有の階級的基盤の有無の差である。一定の見取図の下にはなく、一九世紀欧米の諸制度が錯綜して導入され、短期間の間に外見的立憲制にまで立ち至ったと

明治国家の国是をめぐる問題

いうこと、試行錯誤をへて次第に選択され調整されていったということが、むしろ日本の場合の特質である。

富国にせよ強兵にせよ、開化にせよ、いずれも周知の明治国家のスローガンである。しかし、これを体系づけるべき理念は万国対峙という流動的対応的な観念しかない。とすれば、これらの諸側面の相互関連が具体的にはどのような意識されていたのであろうか。大久保が制度的諸改革と国の実力とを対比し、山県が富国と強兵とを対比したように、これら諸側面が相互に矛盾し対立するという形の自覚において、その関連が認識されるということがありうる。いわば試行錯誤の過程の中で関連と矛盾が自覚されるわけである。以下例示的に、一つの時点をとって、このような反省と批判がどのようにあらわれているかを検討しよう。

およそ西南戦争前後の段階に至るまで、権力の集中・国力の培養・文明開化（上からの立憲政をふくむ）等の推進にあたっては、政策方向に関する基本的な矛盾は、明治国家の建設者たちの中には意識されなかったのではないかと思う。条理を重んずる批判者木戸は、政治の中枢から疎外されざるを得ず、大久保は内外多くの困難に遭遇したにもかかわらず、自己の使命の所在とその実現の可能性について少しも疑いをもたなかったと見られるからである。大久保という人格の存在自身が政府部内統轄の可能性を高めていたという事情は無視できないが、やはり大久保時代と彼の死後の段階には、一定の段階差があると考えるべきであらう。少くとも、政府主脳の主観においてはそうである。

大久保はその遭難の直前に、維新の大業の貫徹に三十年を予定し、これを創業と充実と守成の三期間に分ち、今後の充実の十年間に対して慎重励精を持すべきことを語ったという。のちの急激な対外進出への傾斜は大久保の予測を上廻るものがあつたにせよ、こののちほぼ十年にして憲法体制が確立し、さらに十年にして新たな社会勢力の進出がみられたという事実を考えれば、大久保の予測は全体としては当たっていると言うべきかも知れない。そして、ここで

問題としたいのは、大久保が創業創始の十年間にたいして今後の十年をあらたな段階として意識していたこと、そして、大久保が充実の時期として自信をもって語ったと同じ意味では、大久保死後の政府首脳はこれを語り得なかったということである。明治十二年三月、勤儉を勧める勅語に答えて、岩倉はつぎのようにのべた。

「臣竊ニ顧フニ今ノ時ハ誠ニ非常ノ機ニ際シ曠古未タ嘗テ其例ヲ見サル所タリ古人言ヘルアリ曰ク守成ト創業ト孰レカ難シト今ヤ守成ヲ難シトスルノ日ニ方レリ而シテ外ハ欧米列強ノ形勢ヲ觀内ハ各府県ノ情狀ヲ察スルニ波瀾奔騰前途ニ梗塞シ方ニ守成ノ形アリテ創業ノ実ヲ兼スル者ナリ。……臣又伏シテ惟ミルニ大政維新以來文明ヲ勸誘シ民風丕ニ変ス而テ一時旧ヲ改メ新ニ就ク急務ノ在ル所全力ヲ注イテ之ヲ致ス未タ玉石ヲ甄別スルニ暇アラス是ニ於テ乎欧米ニ洲豪奢ノ風モ亦其ノ文物ニ随テ輸入シ今日ニ迫テ方ニ其弊ヲ見タリ是レ素ヨリ一時已ムヲ得サルノ勢ニ出ツ敢テ施政ノ罪ニ非ラサルナリ而シテ今ヤ奢侈ヲ抑制セント欲シテ文明ヲ遮止スルコト有ラハ所謂角ヲ矯テ牛ヲ殺スカ如キ者是レ亦中興ノ宏猷ニ反シテ陛下ノ聖意ニ違フナリ」。

やや長文にわたって引用したのは、この段階での岩倉の段階認識と、その悲観的な色彩がどこから来ているのかを知る手がかりとなると思うからである。創業撥乱百事創始の段階と異って、いまやその弊を矯めねばならないが、しかも内外の諸状況は一層創業の実を挙げることを要請する。この矛盾をどう解くか、勤儉あるのみである。いかにフリードリヒ大王の先例を引き出しても、勤儉だけでこの矛盾をのりきれものではないであろうし、そのような理解は文明の輸入と奢侈の随伴との矛盾という表面的な次元においてのみ成立するのである。創業の成果が未だあらわれないのに、すでに守成の態度をとらねばならぬという矛盾は、この段階ではむしろ一般的な現象であった。それは具体的にはつぎのような政策的課題としてあらわれる。

明治十二・三・四年における政府の主要な難問は財政と国会論の二点にあった。当年の財政危機の経済的本質につ

明治國家の國是をめぐる問題

いてはここにふれない。政府主腦の意識において、それは地租改正の修正か、外債か、増税か、いずれかの途を選ばざるを得ない死活の財政危機であると認識されたこと、その対策において部内の一致がえられず、宸断と勅諭を必要としたことを想起すれば足りる。十四年政変にいたる国会論をめぐる首腦の危機意識と内部の分裂は余りにも著名である。これらの問題の処理に当って、果して國家の政策目標はどのような関連においてとらえられていたであろうか。

明治十三年の財政危機は、大隈の外債募集案とそれへの閣内での反対意見によって、一つの政治的危機の様相を呈するに至る。十三年五月の「經濟ノ方法ヲ定ムベキノ勅語」は、グラントの忠言などを想起しつつ、外債案を不可とし、「勤儉ヲ本トシテ經濟ノ方法ヲ定メ内閣諸省ト熟議シテ之ヲ奏セヨ」⁽³⁾と三大臣に求めたものであるが、このように一定の政策的方向を勅意の形で表明したことは、その後の国会開設に関する決定と同じく、政策決定の困難と聖断の持つ政治的意義、したがってまた政治的危機の深さを示すものであり、前後に多くその例を見ない。この勅語にたいする岩倉ほか大臣参議の奉答意見はその概略を知りうるし、一方の国会開設に関する諸参議意見書はすでに知られているので、これらによって、この政策転換の時期における政策諸方向の関連について検討して見よう。

(1) 政策の基本方向について

財政危機と民心の激動がいずれも政府の政策遂行をチェックするものであることは見やすい道理である。これらの危機が何故に生じたか、に関連して従来の政策方向への反省が生れる。文明一新の政についてのさきの岩倉の見解にも示されるとおり、文明的諸制度の導入に関しては弊害は伴うとしても原則的な批判はない。山県は国会意見書において通信運輸から商社の奨励に至るまでの諸変革をあげ「蓋シ西欧諸国文明ヲ以テ自ラ誇称スル者ト雖、其大節目ニ

至テハ亦此ノ如キニ過キス」と述べ、井上も開明公議を採ってきたことを記し、伊藤も財政答議において従来の「進歩ノ目的」にふれている。にもかかわらず民心これに反し「朝威漸ク輕ク臣子ノ言フニ忍ヒサル者アル」⁽⁴⁾は何故か（山県）、威権なく力なく党力なく徳義人望を失っているのは何故か（井上）、これらの疑問は、政策の基準がなく（井上）、政事の基軸、施策の順序を失っていた（山県）という反省を招く。一方、伊藤によれば、民心の動向は「天歩時運」⁽⁵⁾のいたすところでこれを操縦する以外にない。一般に政策方向についての原則的な批判は見られないので、従って国会開設は政策方向の転換をふくむものとしてでなく、統治の要請に基く操縦手段としてとらえられる。大隈が、国会開設の時期を誤れば国民は外国対峙・内国改良のことを忘れて体制問題に集中するだろうと述べたのも同じ発想である。大隈の意見書は、福沢が政体と政務を区別せよとした主張につながっている。

(2) 政策の選択について

財政危機に伴って、経費節減を行わざるを得ないとすれば、従来の諸政策の維持は困難となり選択的縮少を行うことになる。また紙幣銷却その他の原資を求めるとすれば、これを外債に求めるか地租に求めるかその他の税源に求めるか等の選択が必要となる。後者について言えば、外債への依存は対外的に経済的従属を招くものとしてきびしく排除された。大隈は外債の主唱者であり薩派は必ずしも反対でなく、伊藤も小規模ならばという意見を示したが、三大臣ほか反対者の意見は強硬であった。「股鑑遠カラス夫ノトルキーエジプトニ在リ」⁽⁶⁾（河野）というわけである。その結果、政府は紙幣銷却の原資を直接に農民の租税負担に負わせ、一方において経費節減のために欧化政策の縮少と殖産興業政策の縮少と、自ら築き上げた官庁機構事務の整理を行うのである。

(3) 国内統治との関連について

明治国家の国是をめぐる問題

財政危機は国内統治の問題に関連する。「方今国会論起ルモ只政府上経済ノ事等ヲ専ラ指シテ云ナリ、此上外債ヲナサハ三千万ノ人心ヲ統御スル尤苦神ノ至リナリ」(伊藤)。内戦や旧領有権の処分や諸制度改革の費用がすべて究極的に地租に負担させられ、過渡的には旧支配層および紙幣所有者への債務として現れている状況においては、財政危機はそのまま統治の危機を意味する。従って、これを増税をもって処理しようとする以上、政府自らの自制と譲歩が必要となる。それが国会開設と官庁機構の自制限である。民に信を取るにはこれ以外に途がなく、逆に言えば、このような危機においてしか官庁機構の更革はできない。

(4) その他の政策方向との関係

この時期は一方において山県が対清の警戒を説いた時点であるが、財政の抑制に際して軍事部面をことさらに維持しようという方向は見られない。また条約改正の必要は海關稅収の財政への裨益の問題として自覚される。殖産興業政策が縮小されるとは言え、経済危機の原因の一つとして輸出入の不均衡が自覚されていた限り、物産興起・輸出促進・運輸充実等の政策は放棄されることはない。

右の諸点を総合して次のようなことが言えるであろう。鉄道公債その他若干の外債を除けば明治政府は対外負債にたいしては極めて慎重であり、かつ外人の産業参与に対しても極めて敏感であった。従って、明治国家は地租という極めて狭い財政基礎の上に自力で一切の変革を遂行せざるを得なかった。これは慎重な経済自立の途であるけれども、民力とこれに伴伴する民意の実態によって制限をうけることになる。万国対峙の諸改革は、官庁機構の構築までを含めて余りに誇大であり放漫であることを免れない。しかしそのことの自覚と自制とは一定の政治的危機という現象への対応としてしか現実化しえない。万国対峙の諸方向を自制するに当って、最終的に保持さるべきものと考えら

れたのは世界市場に対応する国内市場の整備と国内産業の維持である。これはさきの検討において経済的自立の方向が最も現実的防衛的な性格をもったことと表裏をなす。そして、諸政策の制限要因と考えられる民力や民意はすでにここでは操縦の対象として、または信を取るという形での統治の要件としてとらえられる。このことは万民安撫の理念が、中央集権体制を完成して以後急速に衰滅していったことと表裏をなす。木戸が「変革の際施行或は軽進に過ぎ其適度を失し人民保安の道と相背馳し政府は自ら政府人民は自ら人民たる患なきに非ず」といい「誠に思ふ政府の務必す人民より起る而して本末内外の辨あり緩急先後の序あり今国内三千万の人民未た大いに政府の保護を被らず」といった発想はすでに失われているのである。

一定の政治的・経済的危機において、そのような時点においてのみ、諸政策の自制と選択が意識されるという点について多少付け加えておこう。山県は、明治一〇年の各省定額金の削減に当って、諸省官司の内に緩急の差があることを指摘し、「政府本分ノ義ニ関スル諸政」と「政府苟モ関涉主義ヲ廃セハ必ス已ムヲ得サルノ事ニ非」ざる「人民ノ蒙昧ヲ開クノ務」や「夫文教ノ事ノ若キ……政府本分ノ義務ニ属セサル者」とを区別せんとした。¹⁰一方、明治二〇年保安条例発布の危機的状况において井上毅は、

「経済上ノ方嚮ヲ一変シテ政費中各般ノ要需ヲ類別シ其直接ニ富殖ノ基ヲ為シ国ノ財源ヲ増進シ及人智ヲ開発スヘキ者ヲ第一必要トシ自衛国防ノ目的ニ属スル者ヲ第二必要トシ其他社会ノ改良形式ノ備文太平ノ粧飾観美ニ属スル者ハ總テ第三必要トシ第三ノ必要ハ宮中及外交ノ礼儀ヲ除ク外総テ之ヲ減省廃除シテ将来十年ノ後ヲ待ツヘシ」¹¹

と主張した。かれが、この時点においても富殖と啓蒙の方向を軍事より上位に置いていたことは、つづけて「農桑ヲ勸課シ富源ヲ増殖スル為ニ歳入ノ少半ヲ用ヒ国ノ全力ヲ挙ケ聖上自ラ率先シテ一国臣民ノ敢為勇進ノ氣力ヲ振作

勸導シ玉フベシ」と述べていることから明らかである。このように政治的危機への対応として政策の選択や自制が行われるという傾向は明らかであり、またそれ以外の時点においては政策諸方面に関する比較秤量の論議を見ることが少いのである。井上は言うまでもなく憲法体制の事実上の設計者であり山県とも近かったにもかかわらず、右の井上の主張からも明らかのように軍事的強化の目標を第二位にしている。政策重心の選択はこの時点でもまだ多岐であり、井上と山県の差は明らかである。

右に述べた諸点から、政策方向を規定する要因として、統治の要請の役割りの無視できないことを知りうるであろう。国内体制の構築に關してはもちろん、万国対峙のための直接的方策もまた統治の要請と関連し合うのである。岡氏が「国民的独立と国家理性」において、岩倉が西南戦争に際してのべた「御一新以来施政上外国と対峙の目的有之候為に非常之变革無之而は不相叶々有之実際不得已次第に候得共一般之人心と相反し候件々而已に有之⁽¹²⁾」という表現を引用し、対外目標から要請される諸変革が国内状況の適合性を越えたものであったことを指摘されたことは正當であるが、同時にこのような反省が加えられること自体、統治の必要からする一定の反作用が存在することを示すのである。

対外的必要のもつ規定性と統治の要請からする規定性とは、政策諸分野においてさまざまな関連を示すであろうし、外的条件に規制された諸政策の結果が内的条件に転化されることも予想しうるので、これらについて具体的な検討を加えることは本稿の能力の外にある。ここでは、対外的課題に自らを一致させようとする傾向をもつ権力者の主観においても、統治の要請が強く自覺されていることを指摘するに止めるが、これまでの行論の結果を集約して次の諸点を指摘することはできよう。対外的な危機感をいかに当局者が強調したにせよ、客観的には自立のための危機は

間接的であり緩慢であつたこと、従つて外的対応の方向は広汎であり、かつ選択的でありえたこと、そしておそらくこのことと照応して諸変革の進行にたいして国内的な諸条件の果した役割りはときに決定的であつたこと、そして最後に、内外の諸条件を認識しあるいは操作する創設者たちの觀念はきわめて状況的であり、多分に外的環境の推移に依存する傾向が強かつたこと、などである。

例えば、岡氏が規定されたように、神権的天皇制の形成を外的対決の要請からただちに導き出すことができるかどうかという点である。対外的緊張が内的な安定と権力の集中性・能率性を要請するという一般の傾向からだけでは神権的天皇制の成立は説明しえないのではないか、たとえば、内安外競を説き強力政府を説いた福沢が神権的天皇制とは異つた体制構想をもち得たという点からも神権的天皇制の形成はある程度選択的な問題であり、その現実化に當つては支配の条件が相当の程度に働いていたのではないかという疑問が生ずるわけである。この点の具体的な検討は後の機会に譲りたい。

最後に、国是の政治的機能についてふれておこう。なんらかの政治的危機に際して、政府の側での国是の不明確またはそれからの逸脱が自省されるという現象から考えて、また広汎な政治的反对勢力が国是を掲げて政府を動揺させようとしてゐることから考えて、国是を独占し保持しているということの政治的意義は大きいと見なければならぬ。国是の力説や、国是への諸政策の整合の努力が事ある毎に見られるのは、国是の諸内容について述べたさいにふれたように、階級的基盤の薄弱な権力者が支配を維持するために有力な作用をもつたためである。国是が強い政治的機能をもつたことは、きわめて特徴的であるが、同時に国是は権力者が操作し作為しうる目標であつて、従つて、国是の明確さが一般的に変革を進行させるとか、あるいは逆に阻止するとかいうことはできない。国是が変革にたいし

明治国家の国是をめぐる問題

てどのように作用するかは、権力者の性格とその操作の如何にかかっている。かれらは情報手段と対外的行動手段の保持において圧倒的な優位を占めるが故に、状況を創出し、また国是を操作しうる立場にあるからである。

- (1) 岡義武「明治国家」前掲
- (2) 『岩倉公実記』下巻五五九頁以下
- (3) 「岩倉家蔵書類」明治十三年財政諮問之件（国会図書館蔵「岩倉公実記編纂資料」）
- (4) 『岩倉公実記』下巻六五六頁
- (5) 同右六八三頁
- (6)・(7) (3)に同じ
- (8) 『木戸孝允文書』第八、一五二頁
- (9) 同右 一五三頁
- (10) 『山県有朋意見書』七三頁
- (11) 『井上毅伝』史料篇第一、六一九頁
- (12) 『岩倉具視関係文書』第七、六八頁